

基本目標Ⅴ 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）

計画策定の趣旨

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではありません。

DVの特性として、家庭内で行われるために潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向があり、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向があります。また、被害者は多くの場合女性であり、この背景には、性別に基づく固定的な役割分担意識や、男女の経済的な格差など、男女共同参画社会を実現するために解決すべき同様の課題が存在しています。

関市においてもDVを防止し、根絶するためにも、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが欠かせませんが、さらに、DVが重大な人権侵害であるとの認識に立ち、次の世代にDVを残さない教育（DVの予防）を進め、また、被害者の安全な保護と自立支援を図るために本計画を策定し、施策の推進に取り組んでいくものです。

方針13 DVを防止する啓発・教育の推進

関係機関と連携し、DVは重大な人権侵害であるという認識を、中学生や高校生も含めて広く高め、正しい知識を理解するための教育や広報、啓発活動を進めます。

施策（29）DVに関する知識の普及啓発

【指標】街頭啓発の実施回数（回／年）

H25実績値 [1] → H30目標値 [1]

No.	事業名	事業内容	担当課
95	DV等の防止に向けた啓発の充実	市のホームページ、広報紙、街頭啓発を通じ、DVやストーカーを防止するための情報提供や啓発を行います。デートDV [※] 防止の啓発を検討、推進します。	子ども家庭課

※デートDV：DVに対し、結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起こる暴力を「デートDV」と呼びます。

施策（30）若年層に向けたデートDV防止啓発	
【指標】デートDVに関する講座の開催回数（回／年） H25実績値 [0] → H30目標値 [1]	

No.	事業名	事業内容	担当課
96 新	DVの予防に関する若年層への教育	中学生、高校生、大学生などの若い世代を対象としたデートDV講座を実施します。	子ども家庭課

方針14

安心して相談できる窓口の充実

DVなど、被害にあった当事者のプライバシー保護を徹底し、安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口で対応する職員の資質の向上に努めます。

施策（31）相談窓口の充実と周知	
【指標】市相談窓口、関係機関等の連絡先の周知に関する広報紙の掲載（回／年） H25実績値 [12] → H30目標値 [12]	

No.	事業名	事業内容	担当課
97	DV関係機関との連携強化	DV等に関する庁内、医療機関、警察などの関係機関と連携体制を確立し、市の相談窓口の対応の迅速化を図ります。	子ども家庭課
98	DV等に関する相談体制の充実	DVやストーカーに関する相談を行い、女性の保護や自立支援などの相談やアドバイスを充実します。また、DV被害者の個人情報への取扱いは適正に行います。	子ども家庭課

施策（32）相談員の資質向上支援	
【指標】相談員の研修参加回数（回／年） H25 実績値 [6] → H30 目標値 [6]	

No.	事業名	事業内容	担当課
99 新	相談員の資質向上	相談員の研修参加などを支援し、相談窓口における適切な対応に努め、相談者の心に寄り添った相談業務を行います。	子ども 家庭課

方針 1 5

緊急時における被害者の安全確保と自立支援

関係機関と連携により、緊急時には被害者の安全の確保から自立支援まで一体となった支援を行います。

施策（33）被害者の一時保護対策			
No.	事業名	事業内容	担当課
100 新	D V 被害者の安全な保護	被害者からの相談や関係機関からの通報による緊急時において、関係機関と連携し、即時に被害者を安全に保護できる体制を整備します。	子ども 家庭課

方針 1 6

関係機関の連携による被害者支援

被害者が自立した生活を送ることができるよう関係機関と連携し、情報提供を行うとともに各種支援を提供します。

施策（34）被害者が安全に自立した生活を送る支援			
No.	事業名	事業内容	担当課
101 新	被害者の自立支援に向けた関係機関の連携	被害者のさまざまな問題に対し、切れ目のない支援を行うため、保健・福祉関係機関、医療機関など関係機関との連携・調整を図り、相談から自立へつなぐ支援体制の整備に取り組みます。	子ども 家庭課

市民の取組み

- 暴力は犯罪ともなる重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さない姿勢を示しましょう。
- DVについて男女双方の理解を深めましょう。
- 男女共同参画意識を高め、男女間の上下関係や差別意識をなくしましょう。
- 暴力等の被害を受けた場合は、一人で抱え込まず、相談機関等に相談しましょう。

地域・関係団体・企業等の取組み

- DVを許さない社会づくりに努めましょう。